

児童発達支援管理責任者の実務経験

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ①イ及びロの期間が通算して5年以上かつ当該期間からハの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ②ニの期間が通算して8年以上かつ当該期間からホの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ③イ、ロ及びニの通算期間からハ及びホの通算期間を除いた期間が3年以上かつへの通算期間が5年以上である者

【児童発達支援管理責任者 実務経験一覧表】

イ	次の(1)から(6)に掲げる者が、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務）に従事した期間	
	(1)	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業
	(2)	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター
	(3)	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設（※3）、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設（※4）、介護医療院、地域包括支援センター
	(4)	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
	(5)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
(6)	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・（へ）に掲げる資格を有する者 ・(1)から(5)までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者 	
ロ	次の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等（次のいずれかに該当する者）が、 直接支援の業務 （身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・保育士、児童指導員任用資格者（※1） ・精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 	
	(1)	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設（※3）、介護老人保健施設（※4）、介護医療院、病院又は診療所の療養病床
	(2)	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業（※5）
	(3)	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
	(4)	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）
	(5)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

ハ	老人福祉施設（※3）、救護施設、更生施設、介護老人保健施設（※4）、介護医療院、地域包括支援センターの従業者が、 相談支援の業務 に従事した期間
	老人福祉施設（※3）、介護老人保健施設（※4）、介護医療院、病院又は診療所の療養病床、老人居宅介護等事業（※5）、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、 直接支援の業務 に従事した期間
ニ	ロの(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間
ホ	老人福祉施設（※3）、介護老人保健施設（※4）、介護医療院、病院又は診療所の療養病床、老人居宅介護等事業（※5）、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間
へ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」抜粋

(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)

※1 児童指導員任用資格者

①	知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
②	社会福祉士の資格を有する者
③	精神保健福祉士の資格を有する者
④	学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学(以下「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑤	学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
⑥	学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑦	外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑧	学校教育修了者等であって、二年以上児童福祉事業（※2）に従事したもの
⑨	学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めた者
⑩	3年以上児童福祉事業（※2）に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

※2 児童福祉事業

社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業

第一種社会福祉事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

※3 老人福祉施設

「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に規定される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※4 介護老人保健施設

「介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第28項に規定される、心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするために介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

※5 老人居宅介護等事業

「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第5条の2第2項に規定される、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業（介護保険法にいう「訪問介護」等）をいう。

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。